

様式コード						
2	2	4	3	0	2	0
届書コード						届書
2	4	3				

事務センター長 所	副事務センター長 副	グループ長 課	担当者

日・中社会保障協定 厚生年金保険 適用証明書交付申請書

◎ ※欄は記入しないでください。
◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

令和 年 月 日提出

①事業所の記号	②被保険者整理番号	③生年月日 <input type="checkbox"/> 5.昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 7.平成 <input type="checkbox"/> 9.令和	⑦個人番号(又は基礎年金番号)
④被保険者氏名 <small>(フリガナ)</small>		⑤性別 <input type="checkbox"/> 1.男 <input type="checkbox"/> 2.女	⑥日本国における被保険者住所 <small>(フリガナ)</small>
⑧就労の形態 <input type="checkbox"/> 120.日本の事業所から派遣された被用者が、中国国内の事業所へ就労するために派遣される。 (協定第6条1該当)* <input type="checkbox"/> 00.海上航行船舶に被用者として就労し、日本・中国両国の制度が適用されるが、申請者の通常居住地が日本である。 (協定第7条1該当) <input type="checkbox"/> 122.航空機の被用者として就労し、日本・中国両国の制度が適用されるが、雇用主の所在する国が日本である。 (協定第7条2該当) <input type="checkbox"/> 123.上記以外で中国国内の事業所で就労するが、中国の制度が適用されることにより不利益を被る。 (協定第9条該当)「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。 *派遣予定期間が5年を超える場合は、下の「就労の終了予定年月日」欄には派遣開始日から5年を満了する年月日を記入の上、「備考」欄に派遣終了予定年月日を記入してください。			⑦協定相手国 (中国) 020
⑩就労の開始予定年月日 (西暦)年 月 日			⑪就労の終了予定年月日 (西暦)年 月 日
⑫中国における事業所の名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。			
⑬中国における事業所の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。			
⑰適用証明書要否 ※ 0.要 1.否	⑱被保険者氏名 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。 姓 名		
備考			

送信

送信

裏面を理解した上で、上記のとおり申請します。

受付日付印

事業所の所在地及び名称	〒 (所在地) (名称) (事業主氏名) (電話) ()-()-()
-------------	---

社会保険労務士記載欄 氏名等	印
-------------------	---

申請にあたっての留意点

この申請書は、厚生年金保険の被保険者が、次のいずれかに該当する場合に、その事業主が年金事務所に適用証明書の交付を申請するためのものです。

- a. 日本の事業所から派遣された被用者が、中国国内の事業所へ就労するために派遣される場合
 - b. 海上航行船舶に被用者として就労し、日本・中国両国の社会保障制度が適用されるが、申請者の通常居住地が日本である場合
 - c. 航空機の被用者として就労し、日本・中国両国の制度が適用されるが、雇用主の所在する国が日本である場合
 - d. 上記以外で中国国内の事業所で就労するが、中国の制度が適用されることにより不利益を被る場合
- * ここでいう「適用証明書」とは、申請された就労に関して、社会保障協定に基づき日本の年金制度のみに加入する(中国の年金制度の加入が免除される)根拠となる証明書です。

申請書を提出した後、適用証明書の交付前に、派遣が取りやめとなった場合や申請内容に変更があった場合は、取消し又は訂正の手続きが必要です。なお、行き違いで適用証明書が届いた場合、年金事務所に速やかに返却をお願いします。

日・中社会保障協定に基づき、この協定の実施のために必要な場合には、交付された適用証明書に記載された情報を日本の実施機関から中国の実施機関に提供することがあります。

申請書の記入方法

「③ 生年月日」: 年号について、該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「㉞ 個人番号(又は基礎年金番号)」:

個人番号を記入する場合は、個人番号カード、通知カード又は住民票の写しに記載されている12桁の番号を記入してください。

* 基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左づめで記入してください。

「㉟ 日本国における被保険者住所」:

日本の現住所を記入してください。

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されますが、別の住所の表示を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。

なお、申請書と同時に住所変更届を提出された場合には、備考欄にその旨の記載をお願いします。

「㊱ 就労の形態」:

該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「123」に該当する場合は、「備考」欄に具体的状況及び中国の年金制度のみに加入することによりどのような不利益を被るかを必ず記入してください。この場合には、中国の担当機関との協議が必要となる場合があります。この協議は、「備考」欄に記入している内容により個別に行われます。

なお、適用証明書を交付できるかどうかは中国の担当機関との協議結果によります。

「⑩ 就労の開始予定年月日」及び「⑪ 就労の終了予定年月日」:

中国国内にて就労を開始する予定の年月日及び就労を終了する予定の年月日を西暦で記入してください。

日・中社会保障協定の発効日(2019(令和元)年9月1日)においてすでに中国国内で就労を開始している場合には、「⑩ 就労の開始予定年月日」を「2019年9月1日」として記入してください。発効日から派遣が開始されたものとして取り扱われます。

「事業所の所在地及び名称」: 事業主が自ら署名する場合には、押印は不要です。